

事務連絡
平成13年7月4日

各 $\begin{pmatrix} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} \text{衛生} \\ \text{民生} \end{pmatrix}$ 主管課 御中

厚生労働省医政局総務課企画法令係

「おむつ使用証明書」の記入例について

おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについては、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」（平成13年7月4日付け医総発第14号・障企発第32号・老総発第7号）にて通知されたところですが、平成13年分の医療費控除に限っては、改正前後のいずれの証明書によること及び必要期間欄を書き換えた改正前の証明書によることが認められました。

については、参考までに証明書記入例を下記のとおり作成しましたので、記入例及び改正後の証明書を送付します。

記

1 改正前の証明書について、従前のことと同様に記入する場合

別添「記入例1」

2 改正前の証明書について、「必要期間」欄に現に必要となった期間の始期及び終期の年月日を明示して証明を行う場合

別添「記入例2」

3 改正後の証明書による場合

別添「記入例3」

記入例 1

おむつ使用證明書		
患者者	住 所	東京都港区白金台4-6-1
	氏 名	公衆 太郎
	生年月日	昭和12年1月1日
傷 病 名	○○○○○	によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。
治 療 状 況	入院(所)中	在宅で治療中
必 要 期 間	発行日から	6か月未満 6か月以上1年未満 1年以上
上記の者は、頭書の傷病により、現に治療を継続中であり、このためおむつの使用が必要であることを証明する。		
平成 13年4月1日		
医療機関名	厚生病院	
住 所	東京都千代田区霞が関1-2-2	
医師氏名	厚生 力	

(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。

(注) 2 「必要期間」が年をまたがる場合は、その年末までに、また、「必要期間」経過後ににおいて更に治療のためおむつが必要と認められこととなつた場合は、その期間経過前に、改めて証明書を発行すること。

- ① この証明書は、おむつ代(紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。)について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。

記入例2

おむつ使用証明書		
患者者	住所	東京都港区白金台4-6-1
	氏名	公衆 太郎
	生年月日	昭和12年1月1日
傷病名	○○○○○ によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。	
治療状況	入院(所)中	在宅で治療中
必要期間	平成13年4月1日から平成13年12月31日まで <small>発行日から 6ヶ月未満 6ヶ月以上1年未満 1年以上</small>	
<p>上記の者は、頭書の傷病により、現に治療を継続中であり、このためおむつの使用が必要であることを証明する。</p> <p><u>平成14年2月1日</u></p> <p>医療機関名 <u>厚生病院</u></p> <p>住所 <u>東京都千代田区霞が関1-2-2</u></p> <p>医師氏名 <u>厚生力</u> </p>		

(注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。

(注) 2 「必要期間」が年をまたがる場合は、その年末までに、また、「必要期間」経過後において更に治療のためおむつが必要と認められこととなつた場合は、その期間経過前に、改めて証明書を発行すること。

- ① この証明書は、おむつ代(紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。)について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものであることが必要です。

おむつ使用證明書					
患者	住所	東京都港区白金台4-6-1			
	氏名	公衆 太郎	殿	性別	<input checked="" type="radio"/> 男・女
	生年月日	昭和12年1月1日生			
傷病名	Q○○○○○ によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にある又はあると認められる。				
治療状況	<input checked="" type="radio"/> 入院(所)中 在宅で治療中				
必要期間	始期	(1) 平成13年4月1日から 又は (口) 年1月1日から			
	終期	(1) 年 月まで 又は (口) 同年末まで			
	(※)	(イ) 又は (ロ) のいずれかを○で囲んでください。)			
上記の者は、頭書の傷病により、必要期間中の治療に際し、おむつの使用が必要であることを証明する。					
平成14年2月1日					
医療機関名 厚生病院					
所在地 東京都港区霞が関1-2-2					
医師氏名 厚生病力 <input checked="" type="radio"/>					

- (注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。
- (注) 2 「必要期間」とは、当該年において患者が上記の状態にあることが認められる期間とし、当該年の1月1日以前からおむつが必要であり、かつ、1年以上にわたってその必要性が認められる場合には、同欄の始期と終期のいずれにおいても (ロ) を○で囲むこと。なお、必要期間経過後において更に治療においても (ロ) を○で囲むこと。なお、必要期間経過後において更に治療のためにおむつが必要と認められることとなった場合は、改めて証明書を発行すること。

- ① この証明書は、おむつ代（紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。）について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものである必要があります。

おむつ使用證明書

患者	住所			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		
傷病名	によりおおむね6か月以上にわたり寝つきり状態にある又はあると認められる。			
治療状況	入院(所)中		在宅で治療中	
必要期間	始期 (イ)	年 月 日から	又は	(口) 年1月1日から
	終期 (イ)	年 月まで	又は	(口) 同年末まで
	(※ (イ) 又は (口))	のいずれかを○で囲んでください。)		

上記の者は、頭書の傷病により、必要期間中の治療に際し、おむつの使用が必要であることを証明する。

年 月 日

医療機関名

所在地

医師氏名

印

- (注) 1 証明書は、当該患者に対して頭書の傷病により、継続して治療を行っている医師が記載すること。
- (注) 2 「必要期間」とは、当該年において患者が上記の状態にあることが認められる期間とし、当該年の1月1日以前からおむつが必要であり、かつ、1年以上にわたってその必要性が認められる場合には、同欄の始期と終期のいずれにおいても(口)を○で囲むこと。なお、必要期間経過後において更に治療においても(口)を○で囲むこと。なお、必要期間経過後において更に治療のためにおむつが必要と認められることとなった場合は、改めて証明書を発行すること。

- ① この証明書は、おむつ代(紙おむつの購入料及び貸おむつの賃借料をいう。以下同じ。)について医療費控除を受けるために必要です。
- ② 医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示することが必要です。
- ③ おむつ代の領収書は、患者の氏名及び成人用のおむつ代であることが明記されたものである必要があります。